

学童保育におけるいじめ等の発生防止対策及び発生時対応マニュアル

令和7年9月9日

宇陀市健康福祉部こども未来課

学童保育における、いじめ等の発生防止対策と発生時の速やかな対応を行う為、「学童保育におけるいじめ等の発生防止対策及び発生時対応マニュアル」を定める。

いじめは、子どもの心身に深刻な影響を及ぼし、将来の成長にも影響を与える重要な問題である。本マニュアルは、学童保育施設において子どもたちが安全で楽しい環境で過ごせるよう、いじめ等の発生防止、早期発見、適切な対応を目的とする。

1. いじめ等の発生防止及び早期発見に向けた対策

(1) 子どもたちの信頼関係を構築する

コミュニケーションを促進し、子どもたちと日々の会話を通じて、困ったことがあれば大人に相談できる環境を整える。子どもが話しやすい雰囲気を作ることで早期発見にもつなげる。

(2) 人間関係を育む教育を行う

学童保育活動の中で指導員が子ども同士の協力を促し、子ども同士が助け合う経験を育む。

(3) 偏見や差別を防ぐ教育

子どもたちに多様性を尊重する姿勢を教育し、程度の差や個性があることを前提にして、誰もが尊重されるべきだということを伝える。「自分と違う他人を否定しない」態度を身につけるよう促す。

(4) いじめ等の兆候を見逃さない

子どもたちの心情や行動の変化（例：友達が減る、元気がない、持ち物がなくなるなど）を注意深く観察し、いじめの予兆にいち早く気づくこと。また、学童保育指導員が気づいたことについては記録をし、問題が発生した際には迅速に共有できるようにする。

(5) 対話の場を設ける

学童保育内で定期的な話し合いを指導員と子どもを含め行うことで、子どもたちに発言の機会を与え、いじめ等を未然に防ぐ意識を高める。

以上（１）～（５）の内容について、年に２回（上期・下期）いじめ対策評価シート（表１）にて各学童保育が評価を行い、こども未来課へ提出する。

こども未来課は、その評価を受け指導や課題の洗い出しを行う。

２．いじめ等の発生時対応

（１）いじめ等の状況や詳細の把握

指導員が発見した場合は、被害者、加害者、目撃者への適切なヒアリングを実施。

学童内で発生した状況を具体的に記録して証拠を残す。

（２）迅速な安全確保

被害を受けている児童の心身の安全を確保し、必要に応じて加害児童への一時的な配慮（別室対応など）を検討する。

（３）関係者への連絡と相談

いじめ等の事象と判断した場合は、保護者への迅速な連絡を行い、状況に応じてこども未来課及び教育総務課や学校等へ連絡する。

（４）事実確認と原因の分析

いじめの背景や原因を客観的に分析し、日常的な環境に問題なかったかを確認する。

こども未来課は、学童保育の運営体制に問題がなかったか確認を行う。

（５）被害児童へのケア

指導員は児童の心的な負担を軽減するため、被害者および必要に応じて加害者の心理的サポートを行い、保護者の意見を尊重しつつ、今後の行動方針を共有する。

（６）加害児童への指導と改善措置

指導員は加害者の行動に問題がなぜ起きたかを丁寧に調査・分析し、加害児童に指導する。また再発防止に向けたいじめ等再発防止対策書（表２）を作成する。

（７）報告書の共有

いじめ等再発防止対策書（表２）をこども未来課へ提出し、学童運営責任者や関係機関と情報共有する。

(8) 再発防止に向けた定期的な確認

学童保育内での児童間の関係性を定期的を確認し、職員間で情報共有を徹底する。
各学童保育職員内でいじめ対応研修を実施し、いじめが再発しないようにする。

以上の対応から、状況を感情的に判断せず、公平性を保ちながら対応を進め、被害者と加害者双方の人格を尊重しつつ、真摯な対応を行う。

表 1

いじめ等対策評価シート (年 上期・下期)				
学童名		評価期間		
	点検項目	評価	「○」の場合は、具体的な対策 「×」の場合は、その理由	課題
1	子どもたちの信頼関係を構築する			
2	人間関係を育む教育を行う			
3	偏見や差別を防ぐ教育			
4	いじめ等の兆候を見逃さない対策			
5	対話の場を設ける			
半年の振り返り				
半年の改善点				
今後の目標				
提出日： / /				

表 2

いじめ等再発防止対策書	
年 月 日	
学童名	氏名
日 時	年 月 日 時 分頃
場 所	
内 容	
原 因	
対 応	
対 策	